

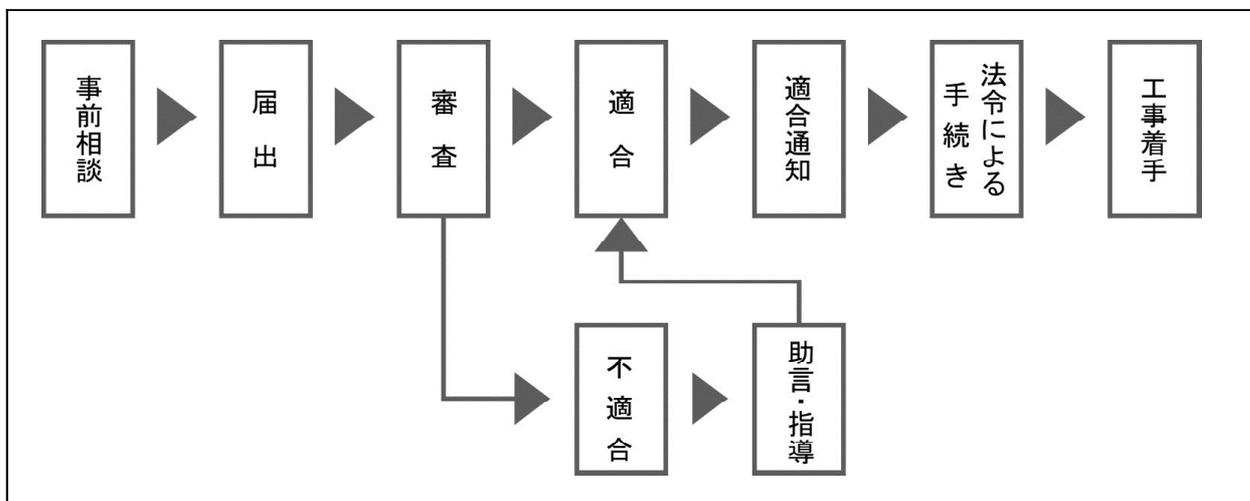
4 景観形成基準

景観形成地区の区域では、建築物を建築する場合など、市への届出が必要となります。また届出にあたっては、景観形成基準に適合することが必要です。

(1) 届出が必要な行為

多摩川沿い景観形成地区においては、良好な街なみの形成を誘導していくために、建築物の建築のほか、工作物や広告物の設置、土地の区画形質・土地利用の変更、樹木の伐採、自動販売機の設置などの行為について、届出の対象とします。

届出の手順



届出が必要な行為

届出の対象種類		届出の対象行為	適用除外行為
(1) 建築物		新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更	新築等：床面積10㎡以下のもの 意匠の変更：外部面積10㎡以下のもの
(2) 工作物	垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更	道路に面していないものおよび高さ1m以下のもの
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの		道路に面していないものおよび長さ4m以下のもの
	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		—
	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		—
	50㎡を超える立体駐車場その他これらに類するもの		—
(3) 広告物 東京都屋外広告物条例施行規則(昭和32年東京都規則第123号)別表第一に掲げる広告物		表示、設置、改造、移転、除去または変更	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示面積が1㎡以下および設置期間が2か月以内のもの ・自家用広告物の表示面積が1㎡以下のもの ・冠婚葬祭、祭礼のために表示するもの ・非営利目的の集会、催物等のために表示するもの ・電車または自動車の車体の外面を利用するもの ・他の法令の規定により表示するもの ・公共的目的をもって表示するもの
(4) 土地の区画形質・土地利用		変更	—
(5) 石積み・樹木		設置または除却	<p>【石積み】 道路に面していないものおよび高さ1m以下のもの</p> <p>【樹木(崖線緑地エリア)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除伐、間伐、その他樹木の保全のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した樹木又は危険な木竹の伐採 ・非常災害のために必要な応急措置として行う樹木の伐採 <p>【樹木(その他エリア)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ7m以下のもの ・除伐、間伐、その他樹木の保全のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した樹木又は危険な木竹の伐採 ・非常災害のために必要な応急措置として行う樹木の伐採
(6) その他	屋外における土砂等の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・60日を超えて継続しないもの ・堆積に係る土地の面積が500㎡未満で、かつ堆積の高さが現況地盤より1m未満のもの
	自動販売機	設置	—
	カヌー等に関連する仮設構造物	設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置期間が60日以内のもの ・崖線緑地エリア以外に設置するもの

(2) 景観形成基準

多摩川沿い景観形成地区は、多摩川の水辺と沿川に連なる崖線の緑、および崖線の緑と一体的に眺められる市街地で構成されています。景観形成基準は、多摩川沿いの崖線緑地の景観をしっかりと守っていくとともに、多摩川と一体的に眺められる良好な市街地景観を形成していくことを基本的方向とします。特に神代橋より上流のエリアは、「秩父多摩甲斐国立公園」内に位置しており、豊かな自然景観を保全していくとともに、それと調和した街なみ景観の形成がより強く求められます。